

## 役員等の報酬、費用弁償及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福栄会の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）並びに評議員選任・解任委員に対する報酬の額及び旅費の支給について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等及び評議員選任・解任委員の報酬額は、次表のとおりとする。ただし法人の常勤の職にある理事並びに評議員選任・解任委員については支給しない。

なお、理事長報酬については、その勤務の態様により減額することができる。

支給対象者	報酬の額
理事長	月額300,000円
理事	日額 10,000円
監事	日額 10,000円
評議員	日額 10,000円
評議員選任・解任委員	日額 10,000円

(旅費)

第3条 役員等及び評議員選任・解任委員が業務のため出張する場合は、次表により旅費を支給する。

鉄道運賃等	日当	宿泊料	その他
(1) 普通旅客運賃 (2) 片道 100km以上 特急料金 指定席	1日 3,000円	(1) 指定した宿泊施設に 宿泊する場合はその 実費 (2) その他については1 泊につき 16,000円	船、バス、タクシー を利用する場合は その実費

2 特別の事情により前項の規定により難しいときは、その実情を考慮し増額又は減額することができる。

(旅費の支給方法)

第4条 旅費は原則として任務終了後支給するが、必要により旅行前に概算額を支給し、帰任後清算することができる。

(災害補償及び見舞金)

第5条 役員等及び評議員選任・解任委員が業務従事中等に偶然の障害を受けた場合は、東京都社会福祉協議会の常勤役員災害補償制度及び非常勤役員見

舞金補償制度による補償又は、見舞金の支給をする。